

近隣他自治体の業務方法書比較表

資料 8

a 市立吹田市民病院(案)	b 堺市立病院機構	c 京都市立病院機構	d りんくう総合医療センター	e 大阪府立病院機構
<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人市立吹田市民病院の業務運営等に関する規則(平成 年吹田市規則第 号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則(平成24年堺市規則第11号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第3条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な執行に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び泉佐野市地方独立行政法人法施行細則(平成22年泉佐野市規則第19号)の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び大阪府地方独立行政法人法施行細則(平成17年大阪府規則第30号)の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>
<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により吹田市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により堺市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するものとする。 2 法人は、法の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、組織及び運営の状況を住民に明らかにするものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により泉佐野市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により大阪府知事(以下「知事」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>
<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、地域の中核病院として、市民に救急医療をはじめ、良質で安全な医療を安定的、継続的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担と連携を行うことにより、市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人市立吹田市民病院定款(以下「定款」という。)第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者に対する研修、地域医療の支援等の業務を行うことにより、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人堺市立病院機構定款(以下「定款」という。)第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>		<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、地域住民に救急医療、高度医療をはじめ、質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携し、もって地域住民の命と健康を守るため、地方独立行政法人りんくう総合医療センター定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持と増進に寄与するため、地方独立行政法人大阪府立病院機構定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>
		<p>(経費の執行等) 第3条 法人の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度で支出するものとする。 2 法人の収入は、的確かつ厳正に確保するものとする。</p>		
		<p>(財産の管理及び運用) 第4条 法人の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用するものとする。</p>		

近隣他自治体の業務方法書比較表

資料 8

a 市立吹田市民病院(案)	b 堺市立病院機構	c 京都市立病院機構	d りんくう総合医療センター	e 大阪府立病院機構
<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、定款第17条第2項の規定に基づき、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態(次項において「災害等の緊急事態」という。)に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務(この項及び次項において「救助等」という。)の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。 3 法人は、定款第17条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。 4 法人は、前3項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診断又は研究のために利用させることができる。 5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<p>(業務の執行に関する事項) 第5条 法人は、地方独立行政法人京都市立病院機構定款第15条各号に規定する業務を行う。 2 法人の設置する病院、診療所又は介護老人保健施設における診療科目、実施事業及び管理に関し必要な事項は、法人の規程で定めるものとする。</p>	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する従事者の研修 (4) 災害等における医療救護 (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療の提供 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用することができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 医療の提供 二 医療に関する調査及び研究 三 医療に関する技術者の研修 四 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設の運営 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用することができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>
<p>(緊急時における市長の要求) 第5条 法人は、定款第18条の規定に基づき、市長から定款第17条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。</p>			<p>(緊急時における市長の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、市長から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。</p>	<p>(緊急時の知事の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。</p>

近隣他自治体の業務方法書比較表

資料 8

a	b	c	d	e
市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	京都市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構
8 (業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる と認められる場合は、業務の一部を委託することができる。	(業務の委託) 第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる と認められる場合は、業務の一部を委託することができる。		(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる と認められる場合、業務の一部を委託することができる。	(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる と認められる場合、業務の一部を委託することができる。
9 (委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。		(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。
10 (契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適用しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。	(契約の方法) 第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適用しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによるものとする。		(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適用しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによるものとする。	(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適用しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによるものとする。
11 (その他) 第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	(その他) 第8条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	(雑則) 第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の方法に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	(委任) 第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、法人の規程に定めるものとする。	第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。
12 附 則 この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、京都市長の認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、平成23年4月1日から施行する。	附 則 この業務方法書は、知事の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。